

京都市国際交流会館指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市国際交流会館の指定管理者の選定を行うに当たり、必要な事項を審議するため、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）第16条に規定する委員会として、京都市国際交流会館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、指定管理者の選定に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項、選定基準に係る事項
- (2) 事業者の選定に係る事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 条例第18条に規定する市長が定める期間は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の議事は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、第2条第2号に関わる事項を審議する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合企画局国際交流・共生推進室において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。